

個人情報取扱事務の諮問事案書（重要事項の諮問）

※条例第10条第2項の規定に該当しないオンライン結合諮問

オンライン結合を行う事務の名	＜ICT教育推進事業（新規システムの運用等）＞ ICT教育推進事業におけるパブリッククラウドを活用した学習ネットワーク	
事務の管轄	学校安全課・教育指導課	
オンライン結合による取扱い個人情報	類型	小田原市立小中学校の児童生徒及び教職員
	項目名	氏名、学校名、入学年度、学習記録（ワークシート、学習ドリルの状況等）
オンライン結合の概要	結合の当事者名	教育委員会、Google の保有するデータセンター
	使用回線の形態	<input type="checkbox"/> 専用回線() <input checked="" type="checkbox"/> 共用回線(インターネット)
	個人情報の流れ	<ul style="list-style-type: none"> ・当該サービスの利用規約・約款等に同意し、利用申請。 ・児童生徒・教職員のアカウントを作成。 ・各学校（校長）にアカウント情報を配付。 ・児童生徒が学習活動に利用し、そのデータがパブリッククラウド上に保存される。
オンライン結合を行う理由（公益上の必要性）	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒1人1台の学習用端末のICT環境整備にあたり、本市では保守・管理に優れた「Chromebook」を導入することとなった。これはGoogleのChromeOSを搭載した端末で、パブリッククラウド上のソフトウェアを利用し、作成したデータ等が全てクラウド上に保管されるものとなっている。 	
安全確保措置（個人の権利利益を侵害するおそれがないようにすること）	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会、教職員、児童生徒それぞれのアカウントにパスワードを設定し、立場に応じたアカウント権限を設定する。 ・利用するサービスは、情報セキュリティに関する第三者認証を得ており、法律の定めによる場合などを除き、個人情報を本人以外の第三者に開示しない旨が利用規約・約款等に規定されている。 ・ネットワークの構築にあたって、国の「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に則って進めるとともに、ガイドラインに則った運用ポリシーを教育委員会として策定する。 ・成績等の重要な情報については、これまでも活用している別のネットワークである校務ネットワークで扱う。 	
開始時期	令和3年4月（臨時休業への備えとして令和2年8月から暫定的に運用する）	